

# 蓮田市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年3月

(令和2年4月最終改定)

蓮 田 市

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b>	<b>3</b>
1	背景	3
2	新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の作成	3
	(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行	
	(2) 蓮田市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成	
	(3) 対象とする疾患	
	(4) 計画の見直し	
<b>第2章</b>	<b>対策の基本方針</b>	<b>6</b>
1	目 的	6
2	基本的な考え方	7
3	実施上の留意点	7
	(1) 基本的人権の尊重	
	(2) 危機管理としての特措法の性格	
	(3) 関係機関相互の連携協力の確保	
	(4) 記録の作成・保存	
4	発生時の被害の想定について	8
	(1) 患者数等の想定	
	(2) 社会・経済的影響	
5	役割分担	9
	(1) 国	
	(2) 埼玉県	
	(3) 蓮田市	
	(4) 医療機関	
	(5) 指定（地方）公共機関	
	(6) 登録事業者	
	(7) 一般の事業者	
	(8) 市民	
6	発生段階	11

7	行動計画の主要6項目	14
	(1) 実施体制	
	(2) サーベイランス・情報収集	
	(3) 情報提供・共有	
	(4) 予防・まん延防止	
	(5) 医療等	
	(6) 市民生活・地域経済の安定の確保	
8	緊急事態宣言時の措置	20
<b>第3章</b>	<b>発生段階別の対応</b>	<b>22</b>
1	未発生期	22
2	海外発生期	24
3	国内発生期	26
4	県内発生早期	28
5	県内感染拡大期	30
6	小康期	32
<b>【参考資料】</b>		
	・ 新型インフルエンザ等対策に係る関係法令等	34

# 第1章 はじめに

## 1. 背景

毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスは、ウイルスの変異が起こることで、これまで10年から40年の周期で型が大きく変わっている。新しい型のインフルエンザウイルスの出現は、多くの人々が新しい型に対する免疫を持っていないことから、世界的な大流行（パンデミック）へとつながり、大きな健康被害と社会的影響が生じる恐れがある。

過去に起こったパンデミックは、1918（大正7）年のスペインインフルエンザ、1957（昭和32）年のアジアインフルエンザ、1968（昭和43）年の香港インフルエンザなどがある。アジアインフルエンザによる国内の死者数は7,700人、香港インフルエンザによる国内の死者数は2,000人といわれているが、最悪の被害がもたらされたスペインインフルエンザでは、世界中で約4千万人が死亡したと推定されており、国内でも約39万人が死亡している。

当時と比較すると、現在の医療技術や治療薬は大きく進歩するとともに衛生環境も向上しているが、人口増加や都市部への人口集中、高速移動技術や交通網の発達などにより、新型インフルエンザが発生した場合には、感染が短期間で広範囲に及び、多大な健康被害が生じることが危惧される。

こうした中、2009（平成21）年4月に新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生が確認され、世界的に感染者が増加したことから、WHO（世界保健機関）では、同年6月警戒レベルをフェーズ6に引き上げて「世界的な大流行（パンデミック）」を宣言した。

我が国においても、同年5月に国内で初の感染者が確認され、夏場以降、感染者が急激に増加し、国立感染症研究所によると、2010（平成22）年3月までに医療機関を受診した患者数は2,000万人を超えたと推計されている。

## 2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の作成

### （1）新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行

2009（平成21）年の新型インフルエンザ（A/H1N1）では、特徴が季節性インフルエンザと類似する点が多かったが、一時的・地域的に医療資源や物資のひっ迫なども見られたことから、国では病原性の高い新型インフルエンザの発生、まん延に備えるため、2011（平成23）年9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

さらに、国では対策の実効性をより高めるとともに、危機管理のための法制整備が必要であることから、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定された。

特措法では、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置が定められており、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）とともに、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

(2) 蓮田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

平成25年6月7日、国は特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

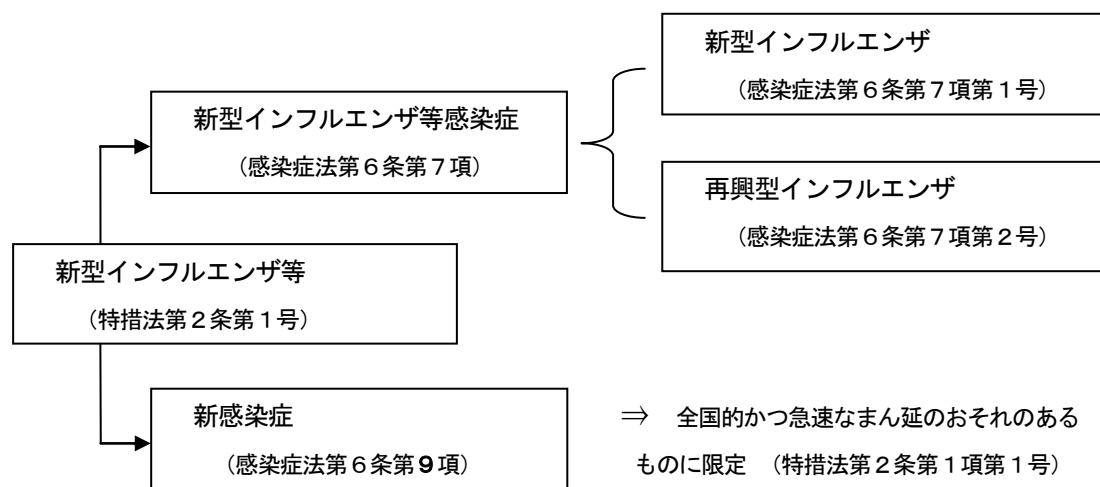
それにあわせ、埼玉県は平成26年1月、特措法第7条第1項の規定により、政府行動計画に基づき、「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

本市においても、特措法に基づいて制定された国及び埼玉県の行動計画と整合性を図りつつ、新型インフルエンザ等発生時に効果的なインフルエンザ対策が図れるよう、「蓮田市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本計画」という。）」を作成するものである。

(3) 対象とする疾患

本計画において対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりとする。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



※鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象となっていません。

#### (4) 計画の見直し

新型インフルエンザ等の発生の時期や形態についての予測は常に変わりうること、新型インフルエンザ等対策については随時最新の科学的な知見を取り入れ、見直す必要があることから、政府行動計画や県行動計画が見直された場合など、必要に応じ本計画については適時適切に見直しを行うこととする。

## 第2章 対策の基本方針

### 1. 目的

新型インフルエンザ等は、発生時期を正確に予測することが困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、短期間で感染が広がり健康被害が大きくなることが予想される。さらに、社会活動や経済活動の混乱が生じることも懸念され、市民生活にも大きな影響をもたらすことが予想される。

そのため、新型インフルエンザ等対策を重要な課題と位置付け、本計画では次の2点を主たる目的として新型インフルエンザ等対策を講じていくものとする。

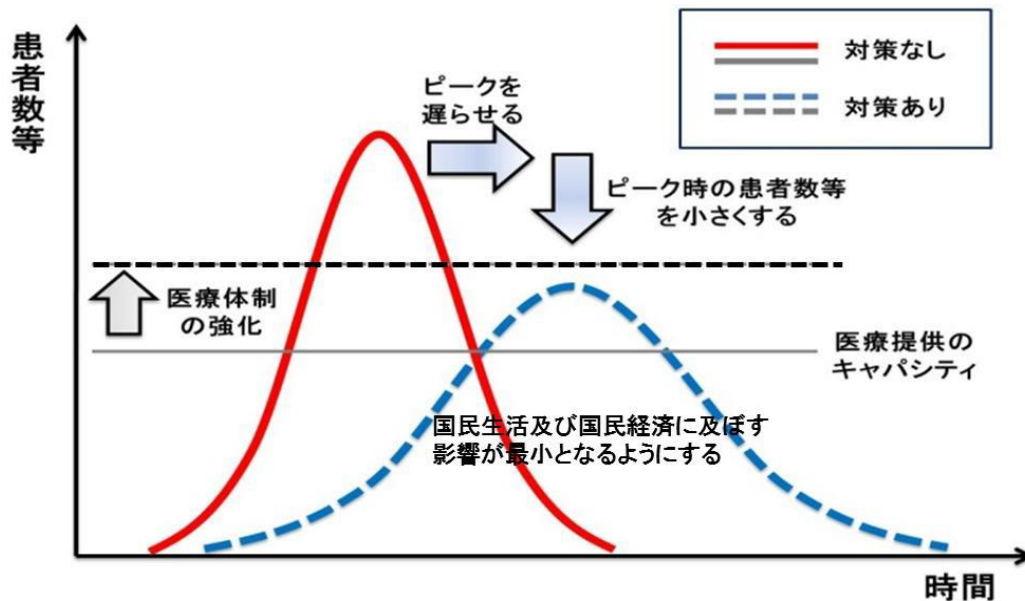
○感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 県や関係機関と連携・協力を図りながら、感染拡大の防止に努める。
- ・ 流行規模を小さく抑えることで医療体制への負荷を軽減し、適切な医療の提供により重症者や死亡者を減らす。

○市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 事業継続計画の実施等により、市民の生活を維持するために必要な社会・経済機能の維持に努める

〔対策効果の概念図（政府行動計画抜粋）〕



## 2. 基本的な考え方

---

新型インフルエンザ等対策は、不確定要素が大きいことから一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そこで、国においては、科学的知見及び各国の施策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととし、そのうえで、新型インフルエンザ等発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れを持った戦略を確立することとしている。

市においても、特措法その他の法令、国や県の行動計画等を踏まえ、地域の実情を考慮した行動計画を事前に定めることにより、新型インフルエンザ等が発生した際には、混乱することなく、的確な施策を迅速に実施することが重要である。

また、医療機関、企業、公共交通機関、学校、福祉施設、マスメディア、家庭・個人などにおいても、行動計画等を踏まえ、事前の準備を進め、発生時にはそれぞれが適切に対応していくことが望まれる。

本計画は、政府行動計画や県行動計画を踏まえ、市の対策の基本的な方針及び認識を示すものであるが、個々の具体的な対策については、病原性・感染力等のウイルスの特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、本計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択して決定する。

## 3. 実施上の留意点

---

市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した際に対策を実施する場合において、次の点に留意する。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、以下の対策の実施にあたって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、法令に基づき行うこととし、その制限は必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、十分説明し、理解を得ることを基本とする。

- 医療関係者への医療等の実施の要請、指示
- 不要不急の外出の自粛等の要請
- 学校、興行場等の使用等制限等の要請、指示
- 臨時の医療施設の開設のための土地等の使用



- 緊急物資の運送、収容
- 特定物資の売渡しの要請、指示

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても病原性の程度や、抗インフルエンザ薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要性がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

蓮田市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

#### (4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 4. 発生時の被害の想定について

---

#### (1) 患者数等の想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの感染力や重症者の発生割合等に左右されるものであることから、発生前にその流行規模を予測することは難しい。

政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザを参考にして、人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定し、米国疾病予防管理センター（Centers for Disease Control and Prevention）により示された推計モデルを用いて患者数が推計されている。

また、入院患者数及び死亡者数については、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として推計されている。

国が推計した数値を基に、本市及び埼玉県における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次の表のとおりである。

●流行規模の推計

		蓮田市	埼玉県	全国
医療機関を受診する患者数		約 6,500 人～ 約 12,000 人	約 75 万人～ 約 140 万人	約 1,300 万人～ 約 2,500 万人
入院患者数の 上限	中等度	約 260 人	約 3 万人	約 53 万人
	重 度	約 960 人	約 11 万人	約 200 万人
死亡者数の 上限	中等度	約 80 人	約 9,500 人	約 17 万人
	重 度	約 300 人	約 36,000 人	約 64 万人

※この推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザ薬等による影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等については考慮されていない。

※この推計は、必要に応じて随時見直すことがある。

(2) 社会・経済的影響

新型インフルエンザ等による社会・経済的な影響としては、従業員本人や家族のり患などによって、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤することが想定される。このため、事業の休止、物資の不足、物流の停滞などによって経済活動が大幅に縮小することが考えられる。

また、学校や保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等、社会活動が縮小するだけでなく、食料品、生活必需品等の生活関連物資が不足することも考えられることから、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想される。

## 5. 役割分担

新型インフルエンザ対策を推進するにあたって、関係機関等の役割は以下のとおりである。

(1) 国

地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携の確保・調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

【新型インフルエンザ等の発生前】

「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」、「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

【新型インフルエンザ等発生時】

政府対策本部の下で、基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。  
対策の実施にあたっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施する。

## (2) 埼玉県

### 【新型インフルエンザ等の発生前】

政府行動計画、ガイドライン等を踏まえ、医療の確保、感染拡大防止策等の対策に関し、県内の実情に応じた行動計画等を作成するなど事前の準備を進める。

### 【新型インフルエンザ等発生時】

県対策本部を設置し、基本的対処方針等に基づき、市町村及び関係機関と緊密な連携を図るとともに、速やかに情報提供を行う。地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を総合的に推進する。

## (3) 蓮田市

住民に最も近い基礎自治体として、住民に対するワクチンの接種や新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援に関し、国が示す基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策を実施するにあたっては、埼玉県や近隣市町と緊密な連携を図る。

### 【新型インフルエンザ等の発生前】

政府行動計画や県行動計画等を踏まえ、市民の生活支援等の市町村が実施主体となる対策に関し、実情に応じたマニュアル等を作成し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。

### 【新型インフルエンザ等発生時】

緊急事態宣言が発出された場合は、市対策本部を設置し、国及び埼玉県における対策全体の基本的な方針を踏まえ、本市の地域実情に応じた対策を進める。

蓮田市消防本部と連携して、患者の搬送体制の整備に協力する。また、埼玉県が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携協力する。

## (4) 医療機関

### 【新型インフルエンザ等の発生前】

新型インフルエンザ等を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保に努める。

### 【新型インフルエンザ等発生時】

地域の医療機関が連携し、発生状況に応じて医療を提供する。

## (5) 指定（地方）公共機関

\*指定（地方）公共機関とは、医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ又は知事が指定する者。

### 【新型インフルエンザ等発生前】

特措法に基づきあらかじめ業務計画を策定するとともに、必要物品の備蓄等を行い、新型インフルエンザ等の発生時の業務の推進に備える。

### 【新型インフルエンザ等発生時】

国や県などの地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施する。

(6) 登録事業者

\*登録事業者とは、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活の安定に寄与する業務を行う事業者であらかじめ登録した者。

【新型インフルエンザ等の発生前】

職場における感染予防策の実施や事業継続に向けて、事前準備を積極的に行う。

【新型インフルエンザ等発生時】

国の指示により臨時に予防接種を実施するなど、事業活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者

【新型インフルエンザ等の発生前】

発生時に備え、職場における感染対策を行う。

【新型インフルエンザ等発生時】

感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に、集客事業を行う者については、感染防止のための措置を徹底することが求められる。

(8) 市民

【新型インフルエンザ等の発生前】

新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいて行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

【新型インフルエンザ等発生時】

発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、外出を控えるなど感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 6. 発生段階

---

新型インフルエンザ等対策は、その発生状況等に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、発生段階を、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。

国内の発生段階は、WHO（世界保健機関）のインフルエンザパンデミックのフェーズ（警戒段階）の引き上げ及び引き下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、

政府対策本部において決定される。

国の分類に基づき、県行動計画では、新型インフルエンザ等が発生していない「未発生期」、  
「海外発生期」、県内では発生していないが国内で発生が始まった「国内発生期」、県内で発生が  
始まった「県内発生早期」、県内で流行が始まった「県内感染拡大期」、県内での流行が収まった  
「小康期」の6つの発生段階に分類した。

本市においても、県の発生段階に合わせ、発生段階を分類する。その移行については、必要に  
応じて国との協議の上で、県対策本部が判断するので、市対策本部も県の判断に基づき判断する  
ものとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行す  
るとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという  
ことに留意が必要である。

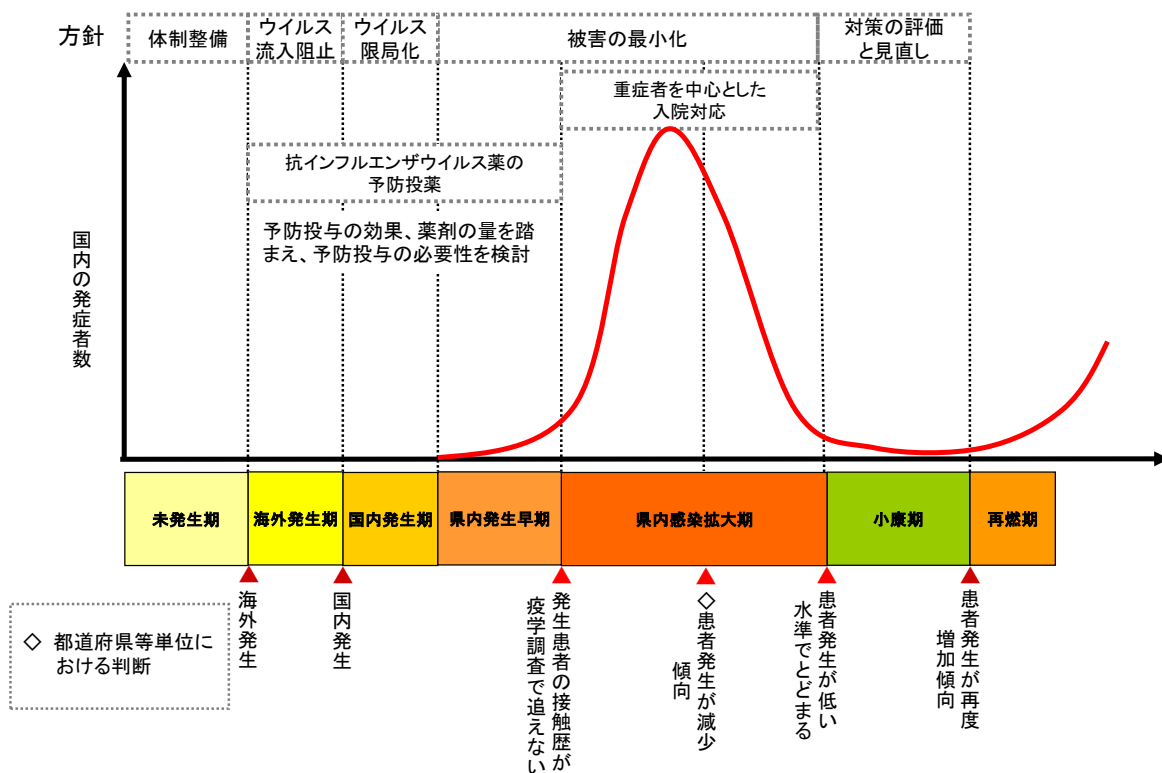
#### <発生段階とその状態>

発生段階	発生の状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生し、全ての患者の接触歴を疫学調査で確認できる状態であり、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で確認できる状態
県内感染拡大期	県内において、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で確認できなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※これらの発生段階は、順を追って段階的に進行するものとは限らない。

県内発生早期及び県内感染拡大期に係る対策については、市内の状況にかかわらず、隣接県等の流行状況等を踏まえて実施することがある。

# 発生段階と方針



〈参考〉政府行動計画（平成 25 年 6 月策定）における発生段階の区分

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

国内感染期 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</li> <li>・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）</li> </ul>
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

## 7. 行動計画の主要6項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について6項目に分類する。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全市的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、市は、県及び他の市町等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。新型インフルエンザ等が発生する前においては、平時における会議体の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、庁内各部局間の連携を確保しながら、一体となった取組みを推進する。さらに、関係部局においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

#### 1) 蓮田市新型インフルエンザ等対策本部の設置

埼玉県が緊急事態宣言対象地域となった場合、特措法第34条に基づき直ちに、市長を本部長とする市対策本部を設置する。

#### ○構成

市対策本部	本部長	市長
	副本部長	副市長 教育長
	本部員	総合政策部長、総務部長、環境経済部長 健康福祉部長、都市整備部長、上下水道部長、 会計管理者、議会事務局長 行政委員会事務局長、学校教育部長、生涯学習部長 消防長、参事

(平成28年4月組織改正に伴う変更あり)

○所掌事務

- ・ 新型インフルエンザ等の具体的な対応策の検討に関すること
- ・ 新型インフルエンザ等の対応策の実施に関すること

2) 市対策本部の各部の設置

市長（本部長）は、蓮田市新型インフルエンザ等対策本部条例第4条に基づき、必要と認めるときは、対策本部に次の部を設置する。

部を担当する部署の職員は部の所掌事務を行うものとし、部に属さない部署の職員は、必要に応じ、各部の応援を行うものとする。

○健康福祉部（部長：健康福祉部長）

【所掌事務】

- ・ 市対策本部の設置及び運営に関すること。
- ・ 医療に関すること。
- ・ 予防接種（特定接種・住民特定接種）に関すること。
- ・ 救急医薬品等の調達に関すること。
- ・ 保健所等関係機関との連絡調整にすること。
- ・ 感染予防対策に関すること。
- ・ 医師会等医療機関との連絡調整に関すること。
- ・ 社会福祉施設の流行状況の調査に関すること。
- ・ 要援護者等への生活支援に関すること。

【担当課所】

- ・ 健康増進課、福祉課、長寿支援課、在宅医療介護課、国保年金課

○総合政策部（部長：総合政策部長）

【所掌事務】

- ・ 新型インフルエンザ等の情報収集、伝達及び報告に関すること。
- ・ 新型インフルエンザ等の市民に対する広報に関すること。
- ・ 報道機関への連絡及び対応に関すること。
- ・ 新型インフルエンザ等対策の記録の作成、保存、公表に関すること。
- ・ 防災行政無線に関すること。
- ・ 緊急予算編成及び資金調達に関すること。
- ・ 新型インフルエンザ等対策の経費に関する現金の出納に関すること。

【担当課所】

- ・ 政策調整課、財政課、広報広聴課、危機管理課、契約検査課、会計室



○総務部（部長：総務部長）

【所掌事務】

- ・ 職員の動員及び各部の配置調整に関すること。
- ・ 公用自動車の需要調整及び集中運用に関すること。
- ・ コールセンターの設置に関すること。
- ・ 遺体の埋・火葬に関すること。
- ・ 埼葛斎場組合との連絡調整に関すること。

【担当課所】

- ・ 秘書課、庶務課、市民課

○環境経済部（部長：環境経済部長）

【所掌事務】

- ・ 蓮田白岡衛生組合との連絡調整に関すること。
- ・ 農協等農業関係機関への情報提供並びに連絡調整に関すること。
- ・ 商店、工場及び事業所等への情報提供並びに連絡調整に関すること。

【担当課所】

- ・ みどり環境課、農政課、商工課

○学校教育部（部長：学校教育部長）

【所掌事務】

- ・ 小・中学校における集団発生状況の把握に関すること。
- ・ 小・中学校の休校等に関すること。
- ・ 小・中学校における感染予防対策に関すること。

【担当課所】

- ・ 教育総務課、学校教育課

○生涯学習部（部長：生涯学習部長）

【所掌事務】

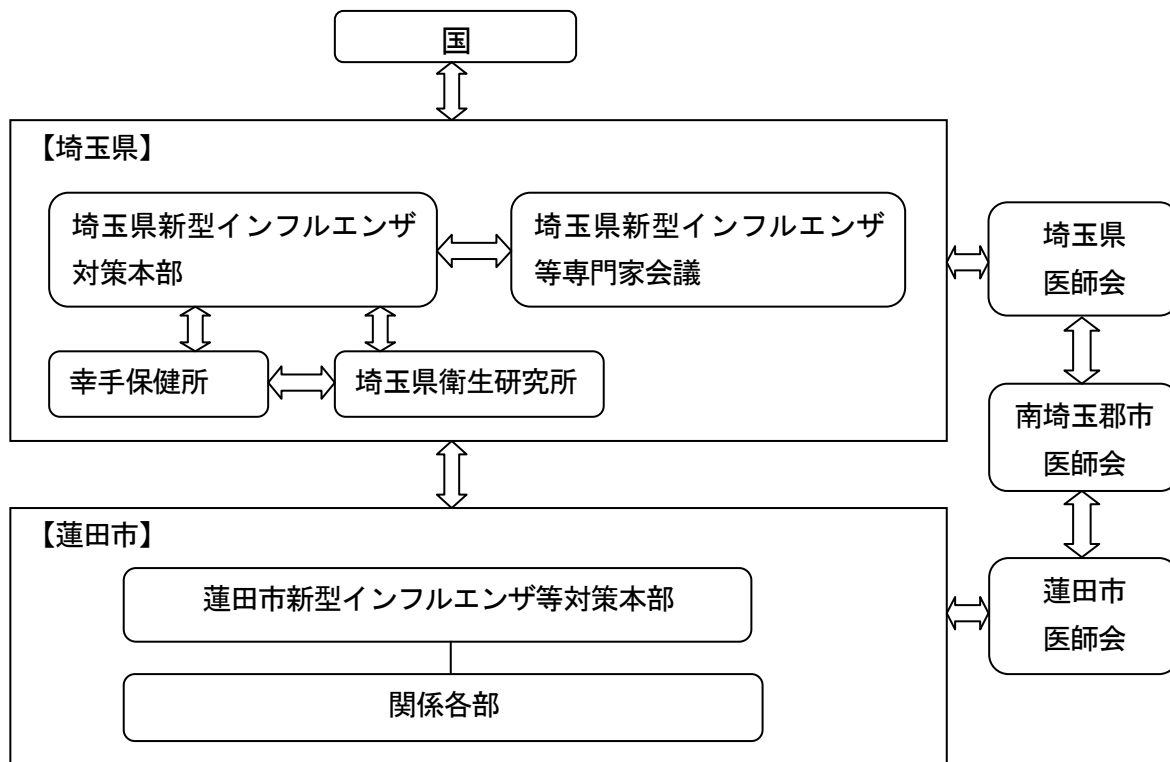
- ・ 児童施設（保育園等）における集団発生状況の把握に関すること。
- ・ 保育園の休園に関すること。
- ・ 保育園における感染予防対策に関すること。
- ・ 予防接種（特定接種・住民接種）に関すること。
- ・ 要援護者等へ支援に関すること。

【担当課所】

- ・ 子ども支援課、保育課

（平成28年4月組織改正に伴う変更あり）

●県や関係機関と連携した対策推進体制



(2) サーベイランス・情報収集

サーベイランスとは、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視することにより、疾病対策の企画、実施、評価に必要なデータを系統的に収集、分析、解釈するものである。

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、常に、国、県及び医師会等が発信する情報の収集に努め、効果的な対策に結びつけることが重要である。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市における医療体制等の確保に活用する。

また、地域で流行する病原体の症状等に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報も、県等と連携して、積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力する。

(3) 情報提供・共有

1) 情報提供・共有の目的

市の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、コミュニケーションが必須である。

コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

## 2) 情報提供手段の確保

市民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

## 3) 発生前における市民等への情報提供

新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民、医療機関、事業者等に情報提供する。

特に児童、生徒等に対しては、学校や保育園は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康福祉部、学校教育部、生涯学習部等は連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

## 4) 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、ホームページ、防災行政無線等を活用し情報提供を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝えることも重要である。

## 5) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

# (4) 予防・まん延防止

## 1) 目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策・職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

## 2) 主な対策

個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避

けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ不要不急の外出の自粛要請等を行うため、市はこれに協力する。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行うため、市はこれに協力する。

その他、海外で発生した際には、国等が行う水際対策に必要な協力を行う。

### 3) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルスや製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

#### ア. 特定接種

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となる者の範囲、総数、接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項が決定される。

##### ○特定接種の対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）。
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員。

#### イ. 住民接種

特措法において、「緊急事態宣言」が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

市は、接種方法、接種場所等に関しては、関係機関と協議の上、住民接種が円滑に行え

るよう接種体制を構築する。

#### (5) 医療等

県においては、原則として二次医療圏単位を基本とし、保健所を中心に医療関係機関や市町村等の関係者からなる地域別対策会議を開催し、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

本市においては、県の要請に応じその対策等に適宜協力するが、緊急対応が必要な場合は関係機関と協議のうえ迅速に対策を行う。

#### (6) 市民生活・地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人や家族の罹患等により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、発生前から準備を行うことが重要であるとともに、まん延期等には、不要不急の業務については、感染拡大を防ぎ、社会機能維持に関わる業務を維持する観点から、業務を縮小することも望まれる。

## 8. 緊急事態宣言時の措置

---

国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招く恐れがあると判断した場合に、政府対策本部は、期間、区域を示して緊急事態宣言を行う。

具体的には、発生した新型インフルエンザ等で重症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）の発生頻度が高い場合で、また、患者の感染経路が特定できない、又は確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとっていたなど多数の患者が発生する蓋然性が見込まれる場合において、都道府県の区域を基に指定されることとなる。

県や市及び指定（地方）公共機関等は、緊急事態宣言がされたときは、国の基本的対処方針及び県行動計画に基づき、措置を講じることとなる。

#### ○市の対策

- ・市対策本部を設置する。
- ・市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- ・市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。なお、小康期におい

ても、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、前記の臨時の予防接種を進める。

- ・県とともに、市民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・県や国の要請を受け、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
- ・県や国の要請を受け埼玉斎場組合等に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。
- ・死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう努める。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、市は、国が定める埋葬又は火葬の許可等の手続に基づいて対応する。

## 第3章 発生段階別の対応

### 1. 未発生期

想定状況	・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
対策の目標	・ 発生に備えて情報収集や体制の整備を行う
対策の考え方	・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、政府行動計画等を踏まえ、県との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び関係者全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

#### (1) 実施体制

- ・ 特措法の規定に基づき、政府行動計画 及び県行動計画等を踏まえ、発生前から市行動計画等を策定し、必要に応じて見直しを行う。
- ・ 蓮田市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、発生時に備えた、各部行動マニュアル及び市の業務継続計画を作成する。
- ・ 市は、県及び他の市町等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

#### (2) サーベイランス ・ 情報収集

- ・ 市は、国、県、WHO（世界保健機関）等から新型インフルエンザ等の対策に関する情報を収集する。
- ・ 市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を把握する。

#### (3) 情報提供 ・ 共有

- ・ 市は、市民に対し、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・ 市は、新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた住民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体等）や、時期（定期、臨時等）及び媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、

あらかじめ想定できるものについては決定しておく。

- ・市は、国、県、関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- ・市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口等の設置、周知等の準備を進める。

#### (4) 予防・まん延防止

##### 1) 個人における対策の普及

- ・市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

##### 2) 予防接種

###### ア. 特定接種

- ・市は、国が進める登録事業所の登録に関し、事業者に対しての登録作業に係る周知に協力する。
- ・市は、特定接種の対象者となりうる職員に対し、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。

###### イ. 住民接種体制の構築

- ・市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ・市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ近隣の市町間で広域的な協定を締結するなど、近隣市町における接種を可能にするよう努める。
- ・市は、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約方法等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

#### (5) 医療等

- ・市は、地域の関係者と密接に連携を図り、保健所を中心とした二次医療圏を単位とした医療体制の整備を推進する。

#### (6) 市民生活・地域経済の安定の確保

- ・市は、国や県と連携し、県内感染期における高齢者・障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。
- ・市は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、



火葬又は埋葬を円滑に行うため県が進める体制整備に、国と共に連携して取り組む。

- ・市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備等を行う。この場合、特措法第11条の規定により、災害対策用に備蓄する物資及び資材は、兼ねることができるものとする。

## 2. 海外発生期

想定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で新型インフルエンザが発生した状態</li> <li>・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li> <li>・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況</li> </ul>
対策の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生に備えて情報収集や体制の整備を行う。</li> </ul>
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる強力な措置をとる。</li> <li>・海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を収集する。</li> <li>・国内発生した場合に備え、的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に国内発生に備えた準備を促す。</li> <li>・市民生活及び地域経済の安定のための準備等、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li> </ul>

### (1) 実施体制

- ・海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、市長を本部長とする市対策本部を設置する。
- ・国が決定した基本的対処方針を確認し、市行動計画等に基づく、事前準備をする。

### (2) サーベイランス・情報収集

- ・市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国際機関（WHO等）、厚生労働省、国立感染症研究所及び県からの情報、インターネット等を活用し情報収集を行う。
- ・市は、国及び県が実施するサーベイランスの情報収集について、要請に応じ適宜協力する。

### (3) 情報提供・共有

- ・県等と連携して、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、市（県）内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリア

ルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

- ・市対策本部における、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・市は、県等からの要請に応じ、国が作成したQ & A等を活用し、市民からの一般的な問合せに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。また、今後、市（県）内で発生する場合に備えて、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範囲な内容にも対応できる体制について検討する。

#### （４）予防・まん延防止

##### １）感染症危険情報の発出等

- ・市は、国から発出される感染症危険情報や渡航延期の勧告等について、市民に情報提供する。

##### ２）予防接種

###### ア．特定接種の実施

- ・市は、接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、県等から情報収集を行い、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

###### イ．住民接種

- ・市は、国及び連携して、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を行う。

#### （５）医療等

- ・市は、県等と連携して情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。

#### （６）市民生活・地域経済の安定の確保

- ・市は、国や県と連携し、要援護者へ必要な生活支援（見回り、訪問診療、食事の提供等）、のための準備を行う。
- ・市は、県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力について最新の情報を収集する。
- ・市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。

### 3. 国内発生期

想定状況	・ 本県以外の国内のいずれかで新型インフルエンザ等の患者が発生した状態
対策の目標	・ 市（県）内発生に備えて体制の整備を強化する。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内での発生状況について、注意喚起するとともに、市（県）内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に対して、積極的な情報提供を行う。</li> <li>・ 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、市（県）内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li> <li>・ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</li> </ul>

#### （1）実施体制

- ・ 市は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議を開催し、市（県）内発生早期の対策を確認する。

#### （2）サーベイランス・情報収集

- ・ 市は、国際機関（WHO等）、厚生労働省、国立感染症研究所及び県からの情報、インターネット等を活用し情報収集を行う。また、国及び県が実施するサーベイランスの情報収集について、要請に応じ適宜協力する。

#### （3）情報提供・共有

- ・ 市は、県等と連携して、市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体、機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・ 市は、県等と連携して、個人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。
- ・ 市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・ 市は、対策本部における情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。

- ・市は、対策の実施主体となり、関係部局が、情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるように、必要に応じて、市対策本部において調整する。
- ・市は、国、県、関係機関等と対策の方針等をインターネット等により共有する。
- ・市は、国が作成した、状況の変化に応じたQ & Aの改訂版を活用し、国の要請を受け、市の相談窓口等の体制を充実・強化する。

#### (4) 予防・まん延防止

##### 1) 主な対策

- ・市は、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染症対策等を勧奨する。
- ・市は、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・市は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防を講ずるように要請する。
- ・市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

##### 2) 予防接種

###### ア. 特定接種

- ・市は、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行う事を基本に、本人の同意を得て、特定接種を行う。

###### イ. 住民接種

- ・市は、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を県より確認し、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として市内に居住する者を対象に集団接種を行う。

#### (5) 医療

- ・市は、県等と連携して情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。

#### (6) 市民生活・地域経済の安定の確保

- ・市は、国や県と連携し、要援護者へ必要な生活支援（見回り、介護、食事の提供等）のための準備を行う。
- ・市は、県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力について最新の情報を収集する。
- ・市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置で

きる施設等の確保の準備を行う。

- ・市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。さらに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

#### 4. 県内発生早期

想定状況	・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
対策の目標	・市（県）内での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制を整備する。
対策の考え方	・感染拡大を止めることは困難であるが、積極的な感染対策等をとる。 ・医療体制や感染対策について周知し、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 ・感染拡大期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活・地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

##### (1) 実施体制

- ・市は、県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに新型インフルエンザ等対策本部会議を開催し、市（県）内情報の集約、共有、分析を行い、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、県内発生早期の対策を確認する。必要に応じ各部の活動を開始できるよう準備する。

##### (2) サーベイランス・情報収集

- ・市は、引き続き、国際機関（WHO等）、厚生労働省、国立感染症研究所及び県から情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からのサーベイランスへの協力要請に応じる。  
インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

##### (3) 情報提供・共有

- ・市は、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内・市内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かり

やすく、できる限り迅速に情報提供する。

- ・市は、市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ・市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・市は、国が作成した、状況の変化に応じたQ & Aの改訂版を活用し、国の要請を受け、市の相談窓口等の体制を充実・強化する。
- ・市は、国、県、関係機関等と対策の方針等をインターネット等により共有する。

#### (4) 予防・まん延防止

##### 1) 主な対策

- ・市は、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染症対策等を勧奨する。
- ・市は、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・市は、学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・市は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防を講ずるように要請する。
- ・市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

##### 2) 予防接種

###### ア. 特定接種

- ・市は、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行う事を基本に、本人の同意を得て、特定接種を行う。

###### イ. 住民接種

- ・市は、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を県より確認し、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### (5) 医療

- ・市は、県等と連携して情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。

#### (6) 市民生活・地域経済の安定の確保

- ・市は、新型インフルエンザに罹患し、在宅で療養が必要となった要援護者から、患者や医療機関等から要請があった場合は、必要な生活支援（見回り、介護、食事の提供等）を行う。
- ・市は、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節も勘案しながら、臨時的遺体安置所を確保する。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等を確保する。
- ・市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。さらに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

### 5. 県内感染拡大期

想定状況	・ 県内で新型インフルエンザが等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）
対策の目標	・ 医療体制を維持する。 ・ 健康被害を最小限に抑える。 ・ 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方	・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 ・ 県内の発生状況に応じ、実施すべき対策の判断を行う。 ・ 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ・ 医療・相談体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のため社会活動をできる限り継続する。 ・ 住民接種を早期に開始できるよう体制を整え、できるだけ速やかに実施する。

#### (1) 実施体制

- ・市は、国や県の基本的対処方針の変更に基づき、新型インフルエンザ等対策委員会等の意見を踏まえ、県内感染拡大期における市の対処方針、対策等を決定する。
- ・市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことが出来なくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

- ・市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

#### (2) サーベイランス・情報収集

- ・市は、引き続き、国際機関（WHO等）、厚生労働省、国立感染症研究所及び県からの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。

#### (3) 情報提供・共有

- ・市は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体や機関を活用し、市民に対して国内、県内、市内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定、対策の理由、対策の実施主体等について、詳細に分かりやすくできる限り迅速に情報提供する。
- ・市は、県等と連携して、個人がとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校、保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ・市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・市は、国、県、関係機関等と対策の方針等をインターネット等により共有し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。
- ・市は、国が作成した、状況の変化に応じたQ&Aの改訂版を活用し、国の要請を受け、市の相談窓口等を継続する。

#### (4) 予防・まん延防止

- ・市は、国と連携して、職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により行う特定接種を進める
- ・市は、国及び県と連携して、予防接種法第6条第1項に基づく新臨時接種を進める。

#### (5) 医療等

- ・市は県等と連携して医療の情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ取組み等に適宜協力する。
- ・市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。

#### (6) 市民生活・地域経済の安定の確保

- ・市は、新型インフルエンザに罹患し、在宅で療養が必要となった要援護者から、患者や医療機関等から要請があった場合は、必要な生活支援（見回り、介護、食事の提供等）を行う。



- ・市は、県が行う事業者に対する感染予防策について、要請に応じ協力する。
- ・市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

## 6. 小康期

想定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li> <li>・大流行は一旦終息している状況。</li> </ul>
対策の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</li> </ul>
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</li> <li>・第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</li> <li>・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</li> <li>・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</li> </ul>

### (1) 実施体制

- ・市は、国や県が小康期の対策等を決定した判断に基づき、市対策本部において市の対策等を決定する。
- ・市は、政府対策本部や県対策本部が廃止されたとき、または特措法第32条第5項の規定による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が公示されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

### (2) サーベイランス・情報収集

- ・市は、県等の要請に応じて、県の行うサーベイランス・情報収集についての取組みに適宜協力する。

### (3) 情報提供・共有

- ・市は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ・市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せや関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県等と連携し、国に提供することで、共有化を図る。
- ・市は、県等と連携し、県等関係機関とのインターネットを活用した情報共有を維持し、第二

波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

(4) 予防・まん延防止

- ・市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(5) 医療等

- ・市は県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。
- ・市は、県等と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の体制に戻す。

(6) 市民生活・地域経済の安定

- ・市は、新型インフルエンザに罹患し、在宅で療養が必要となった要援護者から、患者や医療機関等から要請があった場合は、必要な生活支援（見回り、介護、食事の提供等）を行う。
- ・市は、県等と連携し、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者として、適切に行動するよう呼びかける。
- ・市は、事業者に対しても食料品や生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

## 【参考資料】

### ・ 新型インフルエンザ等対策に係る関係法令等

---

#### ● 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号）《抜粋》

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型インフルエンザ等 感染症法第6条第7項 に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項 に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
- (2) 新型インフルエンザ等対策 第5条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法 その他の法律の規定により実施する措置をいう。
- (3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。
- (4) 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。
  - ア 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成1年法律第89号）第49条第1項 及び第2項 に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第102号）第3条第2項 に規定する機関
  - イ 内閣府設置法第37条 及び第54条 並びに宮内庁法（昭和22年法律第7号）第6条第1項 並びに国家行政組織法第8条 に規定する機関
  - ウ 内閣府設置法第39条 及び第55条 並びに宮内庁法第6条第2項 並びに国家行政組織法第8条の2 に規定する機関
  - エ 内閣府設置法第4条 及び第56条 並びに国家行政組織法第8条の3 に規定する機関
- (5) 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条 及び第57条（宮内庁法第8条第1項 において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第7条第1項 並びに国家行政組織法第9条 の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。
- (6) 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成1年法律第103号）第2条第1項 に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項 に規定する医薬品をいう。以下同じ。）、又は医療機器（同条第4項 に規定する医療機器をいう。以下同じ。）の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。
- (7) 指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条 の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成5年法律第8号）第2条第1項 に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

（国、地方公共団体等の責務）

第3条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に

及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

- 2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。
- 3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。
- 4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第8条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
- 5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- 6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(事業者及び国民の責務)

第4条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 第28条第1項第1号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第5条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

(政府行動計画の作成及び公表等)

第6条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

(2) 国が実施する次に掲げる措置に関する事項

- イ 新型インフルエンザ等及び感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高い動物のインフルエンザの外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集
- ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供
- ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における第十六条第八項に規定する政府現地対策本部による新型インフルエンザ等対策の総合的な推進
- ニ 検疫、第28条第3項に規定する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ホ 医療の提供体制の確保のための総合調整

へ 生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置

(3) 第28条第1項第1号の規定による厚生労働大臣の登録の基準に関する事項

(4) 都道府県及び指定公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する都道府県行動計画及び第9条第1項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

(5) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

(6) 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

3 政府行動計画は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階、新型インフルエンザ等が外国において発生した段階及び新型インフルエンザ等が国内において発生した段階に区分して定めるものとする。

4 内閣総理大臣は、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かななければならない。

6 内閣総理大臣は、第4項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。

7 政府は、政府行動計画を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関（以下「地方公共団体の長等」という。）、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

8 第三項から前項までの規定は、政府行動計画の変更について準用する。

(都道府県行動計画)

第7条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

2 都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

(2) 都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等の都道府県内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査

ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供

ハ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ニ 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置

ホ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

3 市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する市町村行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

4 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

5 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

6 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し都道府県知事が必要と認める事項

7 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長（当該指定行

政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。）、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

8 前条第5項の規定は、都道府県行動計画の作成について準用する。

9 第3項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。

(市町村行動計画)

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

(2) 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

ア 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

イ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ウ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

(3) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

(4) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第6条第5項及び前条第7項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第3項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(物資及び資材の備蓄等)

第10条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（第2条及び第51条において「指定行政機関の長等」という。）は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(訓練)

第12条 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限する

ことができる。

- 3 指定行政機関の長等は、第1項の訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができる。

(知識の普及等)

第13条 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

(基本的対処方針)

第18条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定めるものとする。

2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
- (2) 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
- (3) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項

3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。

4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

5 前2項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

(都道府県対策本部長の権限)

第24条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第33条第2項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

5 都道府県対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

6 都道府県対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

- 7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(特定接種)

- 第28条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。
- (1) 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（第3項及び第4項において「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
  - (2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。
- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
  - 3 厚生労働大臣は、第1項の規定による指示に基づき行う予防接種（以下この条及び第31条において「特定接種」という。）及び同項第1号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。
  - 4 厚生労働大臣は、特定接種及び第1項第1号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第2条第2項に規定する各省各庁の長をいう。）に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
  - 5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法（第2条第2項、第26条及び第27条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第7条及び第8条中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第5条第1項、第8条及び第9条第1項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第5条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第2項中「市町村」とあるのは「国」とする。
  - 6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法（第26条及び第27条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第5条第1項、第8条及び第9条第1項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第5条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第2項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。
  - 7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法（第26条及び第27条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第5条第1項、第8条及び第9条第1項中「市町村長」とあるのは「市町村長」と、同法第5条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第2項中「市町村」とあるのは「市町村」とする。



く。)の規定を適用する。この場合において、同法第5条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第25条第1項中「市町村(第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあるのは「市町村」とする。

(医療等の実施の要請等)

第31条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者(以下「患者等」という。)に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者(以下「医療関係者」という。)に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

3 医療関係者が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種(以下この条及び第62条第2項において「患者等に対する医療等」という。)を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。

4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前3項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第2項又は第3項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第32条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。)が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態(以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。)が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(第5項及び第34条第1項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。)をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態措置(第46条の規定による措置を除く。)を実施すべき区域

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

2 前項第1号に掲げる期間は、2年を超えてはならない。

3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第1項第1号に掲げる期間を延長し、又は同項第2号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。

4 前項の規定により延長する期間は、1年を超えてはならない。

5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)をし、及び国会に報告するものとする。

6 政府対策本部長は、第1項又は第3項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第8条第2項第3号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第34条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(市町村対策本部の組織)

第35条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 副市町村長

(2) 市町村教育委員会の教育長

(3) 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）

(4) 前3号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

(市町村対策本部長の権限)

第36条 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

3 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第24条第4項の規定による要請を行うよう求めることができる。

4 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

5 市町村対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

(感染を防止するための協力要請等)

第45条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命

及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。
- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。
- 4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

### 第3章 参考資料 新型インフルエンザ等対策に係る関係法令（抜粋）

及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

- 4 特定都道府県知事は、第2項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

#### （住民に対する予防接種）

第46条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第8条第2項第3号に掲げる重要事項として、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

- 2 前項の規定により予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。
- 3 第1項の規定により基本的対処方針において予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第2項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。
- 4 前項に規定する場合においては、予防接種法第26条及び第27条の規定は、適用しない。
- 5 市町村長は、第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

6 第31条第2項から第5項までの規定は、第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第31条第2項から第4項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(医療等の確保)

第47条 病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者(薬事法第2条第1項の医薬品又は医療機器の製造販売業の許可を受けた者をいう。)、医薬品等製造業者(同法第3条第1項の医薬品又は医療機器の製造業の許可を受けた者をいう。)、若しくは医薬品等販売業者(同法第24条第1項の医薬品の販売業又は同法第39条第1項の高度管理医療機器等(同項に規定する高度管理医療機器等をいう。))の販売業の許可を受けた者をいう。第54条第2項において同じ。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(臨時の医療施設等)

第48条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設(第4項において「医療施設」という。)であって特定都道府県知事が臨時に開設するもの(以下この条及び次条において「臨時の医療施設」という。)において医療を提供しなければならない。

2 特定都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。

3 消防法(昭和23年法律第186号)第7条第1項及び第2項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、特定都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

4 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法(平成6年法律第100号)第77条第1項、第3項及び第4項の規定は、特定都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について準用する。この場合において、建築基準法第85条第1項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの」とあるのは「同項第2号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と、景観法第77条第1項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの」とあるのは「同項第2号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と読み替えるものとする。

5 医療法(昭和23年法律第205号)第4章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。

6 特定都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第7条第1項に規定する臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で特定都道府県の区域内において診療所を開設したものが、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、病床数その他同条第2項の厚生労働省令で定める事項を変更しようとする場合については、当該医療の提供を行う期間(6月以内の期間に限る。)に限り、同項の規定は、適用しない。

7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して日以内に、当該病院又は診療所の所在地の特定都道府県知事(診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する

市の市長又は特別区の区長)に当該変更の内容を届け出なければならない。

## ●新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令 (平成25年4月2日政令第122号)《抜粋》

(使用の制限等の要請の対象となる施設)

第11条 法第45条第2項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第3号から第13号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が1000平方メートルを超えるものに限る。

- (1) 学校(第3号に掲げるものを除く。)
- (2) 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する高等課程を除く。)、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- (4) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- (5) 集会場又は公会堂
- (6) 展示場
- (7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)
- (8) ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
- (9) 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- (10) 博物館、美術館又は図書館
- (11) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- (12) 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- (13) 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- (14) 第3号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

2 厚生労働大臣は、前項第4号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

## ●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）《抜粋》

(定義)

第6条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

6 この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

(1) インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

(1) 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

(2) 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

(新型インフルエンザ等感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表)

第44条の2 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めるときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該感染症について、第十六条の規定による情報の公表を行うほか、病原体であるウイルスの血清型及び検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方法、この法律の規定により実施する措置その他の当該感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により逐次公表しなければならない。

## ●予防接種法（昭和23年6月3日法律第68号）《抜粋》

(臨時に行う予防接種)

第6条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

## ●蓮田市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月25日条例第8号）

（趣旨）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、蓮田市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 蓮田市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、蓮田市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（第4項において「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 対策本部の本部長（以下「本部長」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。